

令和6年度地域管理経営計画等に関する懇談会委員からの主な意見

懇談会委員からの意見	北海道森林管理局からの応答
・伐採量は、どのように計画されているのか。現在は人材不足が深刻であり、事業を実行できる数量も限られる。その中で本計画の伐採量は、機械化・省力化を進めた上での現実的な箇所を選んだ結果なのか。それとも森林の成長量から決定し、計画したものか。	・伐採計画量は、<u>森林の適切な整備による公益的機能の維持増進を図る</u>ため、森林の資源状況から判断して設定しております。 ・他方で、国有林野施業実施計画において定められる<u>伐採造林計画簿の中で、施業を予定する箇所を指定</u>していきます。特に主伐においては、森林の傾斜等の緩やかな箇所、林道からの距離が近い箇所等による<u>施業上有利な場所を選定することとし、効率的に施業を実施できるように</u>して、限られた労働力の中で少しでも計画的に事業を実行できるようにしております。 ・こうした工夫はあるものの、<u>木材需給や社会情勢の変化の影響により実行が難しくなる</u>などして、どうしても<u>計画と実行の差</u>が生まれてきている現状があります。
・過去に択伐施業を行った育成天然林で、後継稚樹が更新せず限られた樹種の老齢過熟木しか生育していない、公益的機能の劣化が懸念される育成天然林を対象に、その機能を回復させるために行う新たな施業方法として、「樹群択伐天然更新施業」に取り組むのは良いことだと思う。 ・一方で新たな施業には不確実な部分もある。成果が上がらなかった場合、その後どのように対応していくのか。	・北海道森林管理局では<u>令和7年度に、道内2箇所で試行的に「樹群択伐天然更新施業」を実施すること</u>としており、その実施箇所を変更計画に記載させていただいたところです。 ・<u>天然更新は不確実性が大きい</u>ものですが、施業として取り組む以上、必ず更新することを目指していきます。 ・試行箇所について、<u>長い期間をかけながら天然更新の完了調査をしていき、更新の良くない状況となれば原因究明に取り組みながら有識者等の意見を募りつつ、確実な方法を検討していきたい</u>と考えております。植栽による再造林はあくまで最終手段とし、自然な力を借りて回復させる方法を検討していきます。 ・こうした方法や経過については、ホームページ等で公表して広く皆様の意見を募ってまいります。

・学校における森林環境教育の子供からの反応が良く、先生にも好評になってきている。他方で、森林環境教育は散発的に実施されており、受講できる学校・クラスにばらつきがある。子供たちが必ず森林環境教育を受けられる機会があれば、直接的でなくとも広く担い手を増やしていくことにつながると思う。その点について、森林管理局の森林環境教育の方針をお聞かせ願いたい。	・北海道森林管理局では、<u>道内の森林管理署及び支署で森林環境教育を実施</u>しております。 ・小学校でも5年生の教科書から森林・林業の授業が始まっており、令和7年度からは全道の振興局単位で、教員への研修として森林環境教育のカリキュラムが設けられると伺っております。 ・北海道森林管理局も、<u>プログラムの作成や課題解決に向けた指導を行っております</u>。今後も関係機関と連携を図りながら、森林環境教育を推進していきたいと考えております。
・樹木採取権者が採取した木材について、その木材の販売代金は樹木採取権者が得られるのか。	・樹木採取権者は、<u>採取する樹木の樹木料を国に納めることで、樹木採取権を取得することになります</u>。この権利に基づき採取された樹木は樹木採取権者の所有となるため、その<u>販売代金も樹木採取権者のもの</u>となります。
・樹木採取区の主伐後に発生する再生林のどのように実施するのか。経費は国費ということで良いか。	・再生林は国の責任により実施することとしております。再生林の実行は、<u>国の委託により、樹木採取権者が実施すること</u>としております。
・木材についてもトレーサビリティが重要視されている。樹木採取区由来の木材について、行先を公表するトレーサビリティのような仕組みはあるのか。	・国有林から生産される木材は、ルールに従って適切に伐採しているところです。 ・一方で近年、クリーンウッド法が施行されるなど<u>木材の合法性が求められる中で、国有林としても合法性を証明する書類を、事業者の求めに応じて交付</u>しているところです。
・樹木採取区の伐採にあたり、植栽木の隙間などに天然に更新した広葉樹も樹木採取権の対象となるのか。	・例えば人工林の間伐の場合は、国有林全体の方針として、<u>作業の効率性と安全性に配慮した列状間伐を基本</u>としております。その際、伐採する<u>列の中に天然に更新した広葉樹が含まれていた場合は、その広葉樹も樹木採取権の対象</u>となります。

・樹木採取区となる箇所を選定理由を御教示いただきたい。また、主伐、間伐の伐採方法や樹木採取区の設定はどのような考えで決定されるのか。	・樹木採取区の設定については、その地域の森林計画を樹立する<u>前年度に、新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を行い、新たな木材需要創出の構想の情報提供をお願い</u>しております。この結果、3件の提案があり、その後のヒアリングを通じて木材需要増加の確実性が高いと判断された地域において樹木採取区を設定しております。 ・また、樹木採取区の場所の選定は、通常の計画箇所と同様に<u>施業の必要な箇所で一定程度のまとまった団地となっている場所</u>から行っております。伐採方法等についても、計画と同様に国有林の施業の基準により実施していただくことになります。
・林道は森林を管理する上で、重要な施設であり、路網の密度の現状を把握した上でこれをどこまで引き上げていくかという観点で計画量を設定していくアプローチが必要ではないか。	・計画策定に当たっては、現地の実態を踏まえ路網整備が必要と判断した箇所を計上しているところです。<u>今後の計画策定や優先順位付けに当たっては、御指摘の点も重要な視点ですので、検討材料として活用</u>していきたいと考えております。
・「特に効率的な施業を推進する森林」では、具体的にどのようなことを行っているのか。	・「特に効率的な施業を推進する森林」は、自然条件や社会的条件が有利で持続的な林業生産活動に適した人工林となっております。 ・このことから、開発が進みつつある新技術も活用しつつ効率的に伐採及び再生林・保育に取り組み、収支のプラスを実現する「<u>新しい林業</u>」を<u>積極的に展開する</u>とともに、現地検討会の開催等を通じてこうした<u>新技術の民有林関係者への普及を図っていく</u>考えです。
・ナラ枯れ対策は、非常に大きな問題なので、国有林でしっかり対策をお願いします。渡島檜山森林計画区の国有林におけるナラ枯れ被害の状況や防除対策の内容を御教示いただきたい。	・<u>カシノナガキクイムシによるナラ枯れが令和5年に渡島檜山森林計画区において北海道内ではじめて確認</u>されました（国有林での被害確認は令和6年）。こうした森林病虫害については、<u>被害の先端地域での防除が極めて重要</u>です。また、ナラ枯れ被害が確認されていない他の森林計画区においても、<u>今後被害が発見された場合に備える必要</u>があります。このことについて、地域管理経営計画等の中で記載しております。 ・北海道森林管理局では、令和6年に国有林で被害発生を報告を受けて以降、<u>直ちにヘリコプターや地上調査による被害木調査を行った結果、4か所6本の被害木を特定</u>しました。この調査結果を受け、関係

	自治体や林業事業体等、様々な関係者を交えて今後の対応方法を検討するための現地検討会を開催しました。 ・今後、<u>融雪後からカシノナガキクイムシが羽化するまでの間に、職員実行により伐倒くん蒸処理を確実に実施</u>するとともに、今後も被害状況の把握や被害が確認された場合の防除措置に取り組んでいく考えです。
・渡島檜山森林計画区のスギ花粉症対策について、国有林はどのように対応する考えか。	・花粉発生源対策を加速化する政府目標に基づき、伐採及び他樹種や花粉の少ないスギ苗木による植替え等を加速化する地域として、北海道では「<u>スギ人工林伐採重点区域</u>」として渡島檜山森林計画の5市町（函館市、北斗市、知内町、木古内町及び七飯町）の森林が設定されております。 ・北海道森林管理局としても、この「スギ人工林伐採重点区域」と連携して「<u>重点区域に準じた国有林</u>」を設けてスギ人工林の主伐及び他樹種への植替えを加速化していく考えです。 ・具体的には、渡島檜山森林計画区におけるスギ人工林の主伐の伐採計画量を、現計画の1.4倍に増加させるとともに、その後にトドマツやカラマツ等の他樹種による再造林を予定しているところです。
・相続土地国庫帰属制度において、帰属される森林はどのような取扱いがされるのか。	・「相続土地国庫帰属制度」については、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、「一定の要件」を満たすものとして法務局が審査を経て承認した場合に、10年間の土地管理に関する負担金を国庫納付した後、その土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度として令和5年に創設されたものです。山林を手放したいとして申請があった場合、法務局の審査に森林管理局が協力していくこととされております。 ・審査を経て承認された民有林は以後、<u>国庫帰属森林として各森林管理局が管理していく</u>こととなっております。 ・このうち、地域森林計画の対象となる民有林が国庫帰属されることとなった場合、<u>国庫帰属森林は「国有林の地域別の森林計画」の対象森林となる</u>一方で、地域管理経営計画の対象にはならないとされております。

・労働力不足が特に進行している道東地域等では、林業で求人を行っても応募が無く、就職したとしても他産業の方が良い待遇であるためか定着率が低い。また、人手不足の対策として、機械化を図るにしても、高性能林業機械等の販売単価が上がっているなど、事業者の負担が大きい。

・地域管理経営計画等で定める伐採計画量や造林・保育の事業量は資源状況を踏まえれば適正な数量と思うが、これを実行していける体制を構築するための政策が必要ではないか。

・計画的な森林整備により森林の公益的機能を発揮させるとともに、その結果として生産される木材を安定的に供給して地域の林業・木材産業の持続的な発展を推進していく必要がある中で、とりわけ北海道では林業の労働力不足が大変大きなネックとなっているところです。

・北海道森林管理局としては、伐採と造林を同時に実施する一貫作業を原則とすることはもとより、高性能林業機械を活用した効率的な素材生産の実行や、中間土場の整備による木材輸送の合理化、大型機械等による地拵え、下刈り及びコンテナ苗の活用した低密度植栽の実施により、少ない労働力であっても効率的にこうした施業等を実施できる体制の整備に取り組んでいるところです。また、事業発注においても、昨今の物価上昇や機械導入を踏まえた単価設定に取り組んでおります。

・加えて、担い手確保として、関係機関と連携しつつ、しっかりと森林・林業・木材産業の魅力を発信することで、少しでも山村に関心をもってもらえるよう取り組んでおります。また、各種事業を早期発注し、見通しを示すことにより、地域の事業体の経営の安定の下支えをしていく考えです。